

「皇帝の出遊」 緒論—漢の文帝の場合—

薄井俊二

はじめに

中国では古くから城壁を持つ都城が造られ、その内側に宮殿が築かれていた。王・皇帝といった君主は、都城の中の、更に宮殿の内に鎮座するものであった。⁽¹⁾とはいえ、常に都城・宮殿に籠もっているのではなく、外へ出て出遊することもあった。しかし皇帝の出遊は、国家や人民に様々な影響を与える大事であった。

前漢成帝期の匡衡は出遊の縮小を説くが（「漢書」郊祀志）、その理由として、皇帝自らが涇谷や大河を渡ることの危険性をあげ、「聖主の宜しくしばしば乗するところにあらざるなり」という。安全な宮殿・都城から外へ出て身をさらすことによる、皇帝の身体・生命への危険性が問題視されている。⁽²⁾匡衡はまた、出遊は「吏民困苦、百官煩費」であるという。つまり皇帝の訪問は、その地域の役人や人

民、あるいは国家財政に大きな負担をもたらすものである。⁽³⁾というのである。

このように、皇帝の出遊は様々な問題をはらむ大事であった。にも関わらず、都城を出て出遊を繰り返す皇帝もいた。そうであれば、出遊という事業に、その当時の皇帝としての有り様を見ることができないのではないか。つまり「皇帝の出遊」の検討を通して、その時代の政治的な、あるいは思想的な課題や、それへの取り組みなどを明らかにすることができないのではないかと考える。

そこで本稿では、前漢の文帝期を取り上げ、皇帝の出遊先や目的などを検討することを通して、当時の皇帝という存在に関わる課題を考察していくこととする。⁽⁴⁾

一 文帝期の政治的課題

出遊の検討に先立って、文帝が負っていた政治的な課題

を検討しておく。それには前漢時代の皇帝たちに共通する課題と、文帝に固有の課題とがあった。

共通する課題とは、「皇帝」とはどういう存在であるのかを明確化することである。戦国期後半から、郡県制と中央集権的官僚制の整備が国家運営の基本政策として推進されてきた。⁽⁶⁾ 秦を経た漢代でもこれが推し進めるべき課題であったわけだが、例えば、皇帝にはどのような属性が望まれるのか、その存在はどのような思想的裏付けによるのかといったことは、漢代に入ってから明確なものが確立していたわけではなかった。そこでこの時代の皇帝たちは、自らの存在を明確化する「皇帝像」を示すことが求められていたのである。

文帝固有の課題としては、諸侯王に対するものと漢の廷臣たちに対するものがあった。前漢前半期は、諸侯王の力を削ぐことが国家安定のための必須の課題であったわけだが、文帝には更に固有の問題があった。彼は、高祖の指名を受けて成立した恵帝系の皇統が崩壊した後を受け、外から迎えられて即位した。その時点では、他の全ての諸侯王に即位の資格と機会があったわけで、文帝が選ばれたのは廷臣たちの合議によるにすぎなかった。そこで、文帝としては、皇帝としての実績を着実にあげ、他の諸侯王には

取って代われない存在であることを証明しなければならなかったのである。

漢の廷臣たちに対する課題とは、高祖に関わるものである。当時の廷臣たちの多くは、漢の建国の功臣であった。彼らは己の地位の保全のためにも、皇帝権力強化の動きに對抗し、保守守旧的姿勢を保つ。その中で文帝にとつてやっかいなのは、廷臣たちが「先帝の法」(「漢書」賈山伝)、つまり「高祖の遺命」を掲げて、新しい方策に反対することであった。いわば文帝の前に立ちはだかる廷臣たちの背後には、高祖の亡霊が二重写しになっていたのである。そこで文帝としては、高祖という呪縛から脱却しなければ、皇帝権力の強化ははかれなかったのである。

二 文帝の出遊

本節では、文帝の出遊を、「軍事行動」「ゆかりの地への訪問」「祭祀」という三つの観点から見てみる。

(一) 軍事行動

文帝の本格的な出遊は、即位後三年目の、長安西北の甘泉へのものである。このときは、匈奴に対する軍事行動としての性格が認められる。

ここで文帝期までの漢と匈奴との關係を振り返つておく。高祖は、帝位に即いた二年目(前二〇〇)、自ら兵を率いて匈奴と戦う。しかしこのときは大敗を喫し、高祖自らも匈奴に包圍され、ようやく逃げ帰るというありさまであった。その後、公主を降嫁させるなどの屈辱的な条件で和睦を結ぶことになり、続く恵帝や呂后もこれに倣っていた。これが高祖の遺命であつた。

文帝も基本的にはこの方針を踏襲する。

孝文皇帝前六年(略) 老上稽粥单于初めて立つ。孝文皇帝復た宗室の女公主を遣はして单于の閼氏となす。

〔史記〕匈奴列伝

しかし文帝には、高祖が定めた枠組みから脱して、匈奴に対し強硬な姿勢を打ち出そうとするものが伺える。

文帝期には、匈奴との關係が緊迫した山が三回あつた。先ず初元三年(前一七七)、匈奴の右賢王が河南の地(オルドス)へ侵入し漢の都城を攻撃する。文帝は「遣灌嬰撃匈奴詔」(「漢書」匈奴伝)を下して対決の姿勢を明らかにした上で、丞相灌嬰等を將軍とする軍を起こして匈奴との対決姿勢を示す。「辺吏八万五千騎」(同詔)を發しての大軍であつた。そして文帝は、即位後初めて都城を出て、甘泉に進駐する。

甘泉は、今の陝西省淳化県内の山地にある。後には太一を祭る祭祀の場としての性格を強めるが、当時は対匈奴の前線基地であつた。文帝の進駐は前線の將兵を督戦するものであり、匈奴に対する示威行動であつた。その後文帝は、甘泉から更に東北へ進み、上郡の高奴(陝西省延安)にまで至り、匈奴への圧力を強める。このときは結局右賢王が塞外に去り、大規模な戦闘には至らずに終わった。

次に、初元十一年(前一六九)、匈奴は隴西の狄道(甘肅省臨洮)に入寇する。文帝は同十二年に、辺地への粟米転送を奨励する措置を取り(「史記」平準書)、匈奴に対抗する準備を整える。そして同十四年に、十四万騎の匈奴勢が朝那(甘肅省鎮原附近)・蕭關(寧夏固原附近)に入るや、隴西・北地・上郡の三箇所に將軍を派遣するとともに、長安郊外の渭水の北に「車千乘、騎十万」の大軍を展開させ、匈奴を威嚇する。

このときも文帝は、都城を出て、渭水平野に布陣する漢軍を閲兵するが、更に自ら遠征に出る意志を示す。

上 親しく軍を勞し、兵を勅し、教令を申し、軍の吏卒に賜ふ。帝自ら將に匈奴を征せんとす。群臣諫むるも、皆 聴かず。皇太后固く上に要め、乃ち止む。

〔史記〕孝文本紀

群臣の諫止にも応じず、皇太后の「哀痛祝誓之言」(漢書文頴注)により、ようやく親征を思いとどまっている。実際には出陣は至らなかつたのだが、文帝は自ら軍を率いて出陣する姿勢を強く打ち出している。

最後に後元六年(前一五八)、匈奴が雲中(内蒙古ホフホト附近)と上郡に侵入したことから、みたび緊張が高まる。文帝は河北の飛狐・山西の句注・陝西の北地の三箇所に軍を展開させ、全面対決の姿勢を取る。さらに長安西北郊外の細柳に周亜夫、同北郊外の棘門に徐厲、同東郊外の霸上に劉礼をそれぞれ將軍とする軍を駐留させ、「備胡」の態勢を取った。このときも文帝自ら都城を出て、長安周辺の三軍を順繰りに、自ら「勞軍」している(「史記」周勃世家)。

以上の三度の危機において、文帝は軍を率いて戦つたわけではなかつた。しかし、大規模な軍を起こした場合は、必ず自ら長安城から外へ出て、軍団のもとに赴き、閔兵・督戦しているのである。このことは当時の、そして後世の人々に強く印象づけられたようである。例えば班固は、次のように言う。

是を以て、文帝中年、赫然として發憤し、遂に躬ら戎服し、親しく鞍馬を御す。六郡の良家の子弟を従へ、

上林に馳射し、戰陣を講習し、天下の精兵を聚め、広武に軍す。(漢書「匈奴伝」)

文帝は、武帝のときのように、匈奴の本拠地へ華々しく遠征軍を送り込んだわけではない。しかし自ら軍団を率い、夷狄などまつろわぬものを伐ち鎮める姿を打ち出した。そしてそれは当時の人々に記憶され、文帝が高祖を克服することにつながったのである。

(二) ゆかりの地への訪問と恩恵の賜与

文帝の初めての出遊は、上に見たように、匈奴に対する軍事行動であつた。高奴への進出で成果を収めた文帝だったが、すぐに長安へは帰還せず、そのまま更に東の太原に足を伸ばす。晋陽(太原附近)・中都(平遥附近)を含むこの地は、文帝が代王として青年時代の十八年間を過ごした、皇帝ゆかりの地であつた。

太原を訪れた文帝は、代国時代の群臣らを引見し、恩賜を与え、論功行賞を行い、民にも牛酒を賜与した。更に晋陽・中都の民には、三年間の「復(賦役免除)」を施すなどの恩典を与え、十数日にわたつてそこに滞在した。こうした己にゆかりの深い土地への訪問と恩典の賜与は、高祖にも見られるものであつた。

高祖十二年、高祖は最後の強敵であった鯨布を沛国の軻（安徽省宿州）で打ち破る。自身負傷したこともあってか、鯨布の撃滅は別將に委ね、高祖自身は出身地の沛（江蘇省沛県）を訪問する。矢傷を負った身で、また沛は長安への帰還ルートからかなりはずれた位置にあったにもかかわらず、ここを訪れていることには、高祖の強い意志が感じられる。¹³沛を訪れた高祖は、数日間滞在し、故人父老子弟を召し出して楽しむ。そして「沛」を「湯沐の邑」の扱いにし「復其民、世世無有所與」、つまり永代の賦役免除とした。さらに高祖が生まれ育った豊（江蘇省豊県）も同様の恩恵を受けることになった。

こうした沛豊への特別待遇は、皇帝が訪れたという刻印を記すことであり、そこを漢王朝にとつての特別の場所とすることになる。班固の「嘗て幸せし所の郡国には各々太祖宗廟を立つ」（『漢書』韋賢伝）という記述が事実ならば、沛豊にも郡国廟が立てられたであろう。そして歳時の祭りを通して、高祖が訪れて恩沢を施した事を、繰り返し再現し続けるのである。

文帝の太原訪問と恩恵の賜与が、沛豊に対する高祖のそれをなぞったものであることは明らかである。太原は沛豊に匹敵する、漢王朝の「聖地」となった。郡国廟も設けら

れ、文帝への祭りが続けられたのであろう。

更に注目すべきは、文帝が初元三年以後も、太原への出遊を繰り返していることである。「漢書」文帝紀によれば、初元十一年、後元三年、同五年の三回を数える。この三回の場合も太原附近を訪ねたものとみてよからう。¹⁴初元十一年は十一月から正月までの二ヶ月ほどの出遊であった。後の二回は出発した月を記すのみだが、おそらく一定期間太原に留まるものであつたらう。そしていずれの場合も初元三年のときと同様の「復」等の恩沢の賜与がなされたのであろう。¹⁵

太原という文帝ゆかりの地への訪問は、その土地を顕彰して高めることを意味するが、同時に文帝そのものを高めるものであつた。そして文帝を高祖と肩を並べる位置に押し上げようとするものであつたのである。

(三) 祭祀

初元十五年夏五月、文帝は雍に出遊する。これは五帝を親祭するためであつた。

ここで文帝期までの漢王朝の祭祀を振り返っておけば、関中に入った高祖は、秦の雍における祭祀を継続させる。ただし、高祖が自ら祭祀に赴くことはなく、有司に代理で

祭らせていた。他の山川の祭りもあつたが、皇帝がそこへ赴いて親祭することはなく、それぞれの地域で祭られていた（「史記」封禪書）。高祖の後を継いだ恵帝や少帝たちにも出遊しての親祭の記録はない。

ところが文帝期に至つて、祭祀に関する新たな動きが見られる。初元四年の「顧成廟」造営（「漢書」文帝紀）は、生前に自らの廟を造る嚆矢と言えるが、初元十三年頃から様々な動きが見られる。斉国と淮南国が廢されると、その地の名山大川の祭りを、諸侯国の「祝」ではなく、漢の「太祝」に行わせることにする（「封禪書」）。これは諸侯王が行つていた祭祀を、漢王朝自らが行うことであり、祭祀を通しての地方統治を狙つたものといえる。初元十三年に「増神祠制」（「封禪書」）が、同十四年に「増祀無祈詔」（「漢書」文帝紀）がと、祭祀の拡充を告げる詔が次々と下される。

こうした機運を受けて、公孫臣が五行説に基づく「正朔服色」の改正を奏上する。そして初元十五年に彼の預言通りに隴西に黄龍が出現するに及び、公孫臣は登用され、諸生とともに「改曆服色」の事に従事することとなる。文帝は「議郊祀詔」（「封禪書」）を下し、「朕 郊にて上帝諸神を祈らん」という、出遊しての親祭を宣言する。そしてそれ

はその四月の雍に赴いての五時の親祭として実現するのである。

次に初元十三年から十六年に至る、祭祀に関わる一連の事業を示す。

初元十三年、「増祠神制」を下す。

齊・淮南の名山大川の祭祀を、漢の太祝の担当に。

初元十四年春、「増祀無祈詔」を下す。

公孫臣、正朔服色を上奏。

初元十五年春、隴西の成紀に黄龍出現。

公孫臣、博士に登用。

「議郊祀詔」。改曆服色議論開始。

新垣平により、渭北に五帝廟創設。

四月、文帝 雍に行き、初めて五帝を郊見。

新垣平を上大夫に。

博士諸生に「王制」を編纂させ、「巡狩封禪」の事を議論させる。

文帝、霸陵の長門に出遊し、五帝を幻視。

霸陵に五帝壇を築き、祭祀挙行。

初元十六年四月、文帝渭陽に行き、五帝を郊祀する。

五月、齊王の遺児六人と淮南王の遺児三人を封建。

九月、「人主延壽」の刻印が入った玉杯が出現。

新垣平の上奏通り、太陽が二度南中。

翌年の「改元」を決定。

天下の人民に「大酺（大いに集まって宴会を開くこと）」させる。

漢の祭祀が徐々に拡充され、黄龍の出現という瑞祥で、新しい祭祀への取り組みが一気に加速されてゆくのが分かる。黄龍・神の幻視・玉杯といった瑞兆が繰り返し出現し、公孫臣・新垣平といった方士が登用され重賞を受ける。渭北の五帝廟・霸陵の五帝壇という新しい祭祀施設の創建と封禪巡狩といった新しい大規模祭祀事業の検討と計画などが次々と展開する。そしてそれまでの漢王朝では行われなかった、皇帝が出遊しての親祭が繰り返されるようになっていく。文帝の周辺は輝かしくも厳かな、神秘的雰囲気包まれているといつてよい。しかもそうした賑やかさは、

文帝や漢王朝だけのものではなく、諸侯王国の復活や人民への恩恵の措置に見られるように、天下全体でその恩沢を共有するものであった。そのひとつの決算が、「改元」であった。数々の祥瑞に包まれた皇帝は、改元によって、世界全体とともに新しく生まれ変わるのである。

ところが、改元に踏み切った年頭の十月に、ある人の上奏から、新垣平の行ったことが詐術であると認定される。新垣平は捕らえられ、一族連座で刑死するに至った。封禪書は、「是よりの後、文帝、正朔服色を改むるの神明の事に怠り、渭陽・長門の五帝（の祭り）は司官をして領せしめ、時を以て礼を致し、往かず」とする。既存の祭祀は行うものの、親祭は行わなくなった、というわけである。そして景帝期も同様であったとして、武帝期の記事に入る。あたかも文帝の祭祀改革は、改元を境に頓挫し、その勢いは収束したかの如くである。しかし、これには疑問がある。

封禪書は、文帝は親祭を行わなくなったというが、「漢書」文帝紀には、それ以後も、毎年のように出遊を行う文帝の記事が見られる。

後元二年夏、出遊して雍の械陽宮を訪れる。

後元三年二月、出遊して代を訪れる。

後元四年五月、出遊して雍を訪れる。

後元五年正月、出遊して隴西を訪れる。

三月、出遊して雍を訪れる。

七月、出遊して代を訪れる。

本紀は淡々と出遊の記事を載せ、その背景などは記さない。しかしその訪問先を見ると、代については(一)で見えた「恩沢の賜与」のためであろう。他に雍へ三回、隴西に一回訪れている。雍への訪問は、初元十五年のときは五時の親祭のためであった。そうであれば、後元年間の三回のものも、それと同じ性格のものとするべきではないか。また隴西は、かつて黄龍という瑞祥が現れた嘉地であった。そこへの訪問も、皇帝を高める祭祀に関わるものであったと見て良いのではなからうか。

つまり、文帝は祭祀改革運動への情熱を失ったわけではなかったと見るべきであろう。確かに新しい動きを推進することはできなかった。しかし、既に前進できたレベルは確保し、出遊と親祭を繰り返すことで、その成果を確認し続けていこうとしたのである。繰り返し行った雍などへの出遊は、その姿勢を打ち出したものであり、実際に繰り返されることで、実績として積み上げられていったのである。

小結

以上、文帝の出遊を、軍事行動、ゆかりの地の訪問、祭祀の三点から検討してきた。その結果、これらの事業は、文帝の皇帝としての実績を積み、その存在性を確かにする

ものであった。特に文帝を王朝の開祖である高祖と比肩する、あるいはそれを超える存在と位置づけるものであった。それは文帝が背負っていた文帝固有の課題に対して、対諸侯王・対廷臣の両者についてその克服をもたらすものであった。

では文帝期のもう一つの課題、つまり皇帝像という点ではどうであろうか。この点は節を改めて考える。

三 出遊から見た皇帝像

先ず軍事行動から見ても、既に述べたように文帝の出遊には、匈奴に対する軍事行動という性格が見られた。それは文帝の、剛毅な軍人としての皇帝像を表すものであった。その一方、軍団を率いる姿には、官僚組織を統轄する法家的な君主像が重なって見える。

『孫子』は、「善く兵を用ふる者は、道を修めて法を保つ」(形篇)というが、その法とは「曲制(軍隊編成の法規)・官道(官職の担当分野のきまり)²⁰」を含む。つまり望ましい軍団の有様とは、軍令が明確であってかつそれが厳格に遵守されていること、将卒間の指揮系統が明瞭であって組織が整然と運営されていることである。これは、法家的な官僚国家観につながるものである。

『韓非子』は、朝廷には「法術の士」と「重人」という、二種類の政治勢力があるとす(孤憤篇)。「重人」とは既得の利権を守るため、徒党を組んで法をまげ、自らの利を追求するものたちである。それに對し「法術の士」は、明晰な知力を持ち、法に通曉して、不正をただす剛毅さを備えているものを指す。『韓非子』は、後者が前者の妨害で力を發揮できないでいる現状を歎くのだが、彼が理想とするのは、法術の士が活躍する、法が遵守される整然とした国家体制であつたことは間違いない。ここに見る、法による国家という組織の運営は、軍法による軍団の運営に通ずるものがあるだろう。

つまり軍団を率いる文帝の姿から、官僚組織を統轄して法による統治を進める法家的な皇帝像を見ることができるのである。

次にゆかりの地への訪問と恩沢の賜与を見てみる。既述したように、皇帝の出遊は訪問先に多大な負担をもたらすものであり、その点では人民にとつて望まじからざるものであつた。しかし、文帝は高祖に倣つて、訪問先の人々に賦税の優遇措置などの恩典を施した。これによつて皇帝の訪問は、人々に恵みをもたらす行為へと転換がはかられたことになる。つまり皇帝の出遊は、人民に恩沢を施す行為

天下に皇帝の慈愛を敷き広げる行為という性格を帯びることになつたのである。⁽²⁾この点でいえば、出遊する皇帝の姿には、人民に恩沢を施し慈しむ、儒家的な君主像が見て取れよう。

三番目の祭祀のための出遊だが、そこには神を祭る敬虔な皇帝の姿が見える。しかし、文帝期には実現にはいたらなかつたが、封禪という「受命の天子」のみが行いうる一大祭祀が検討されていた。これなどは祭祀を通して、皇帝という存在の神聖性を高め、他の人間存在とは異なる、超越的な位置に押し上げるものであつた。そこには、この世の支配者であるに留まらず、神とつながる超越者としての君主像が見て取れるであろう。

以上、文帝には、法家的な皇帝像・儒家的な皇帝像・神に連なる皇帝像という三つが見て取れる。⁽²⁾それらは、いちおう異なつた見方ではあるが、文帝という一人の皇帝の中に共存しており、漢王朝の皇帝像を形成していた。前漢はじめ頃の皇帝とは、そうした多様性をはらんだ存在だったのである。

おわりに——武帝の先駆けとしての文帝

漢の皇帝は、文帝の孫にあたる武帝の時代に至つてその

存在性を飛躍的に肥大させた。出遊に着目すれば、文帝期のそれよりも遙かに大規模化する。武帝はその五十四年の治世で四十三回の出遊を行う⁽²³⁾。その規模も巡狩と呼ぶにふさわしく遠距離化長期化している。そして例えば、元封元年の北方への巡狩は、封禪の先触れとしての位置づけもあったが、匈奴に対し、皇帝自らが軍を率いるという軍事行動の性格を帯びていた（『漢書』武帝紀）。武帝を、夷狄を伐ち鎮める軍人皇帝・軍団を率いる法家的な皇帝像として打ち出すものであったといえよう。

また出遊にともなう恩沢についても、文帝期同様、訪問先に恩典が施されるが、武帝の場合には、恩沢を天下全体に施すものも見られてくる。祭祀とあわせてのものであるが、「賜天下民爵一級、女子百戸牛酒」（同元封元年条）・「賜天下貧民布帛」（同元封六年条）・「天下赦」（同太始四年条）など、出遊に伴って人民全てや弱者に恩沢が頻繁に施されている。出遊は天下の民に恵みを分かち与える事業となり、武帝は天下の人民に恩沢を与える、仁愛に満ちた皇帝像を体現しているのである。

祭祀については贅言の必要はないだろう。汾陰・甘泉における新しい親祭と、受命の天子のみが行いうるとされる封禪が繰り返して行われる（『封禪書』）。それらを通して、

皇帝の、神とつながる超越性が宣伝し続けられたのであった。

このように武帝期は前漢の盛時といえる時代であった。しかし出遊を伴う事業に着目すれば、その多くが、先立つ文帝期において構想され、着手されていたものであることが分かる。武帝期に開花する大輪の種は、文帝期に蒔かれていたと言えるのである。

文帝の時代は彼に続く景帝期とあわせて、いわゆる「文景の治」と称される穏やかな「治世」であったと評されてきた⁽²⁴⁾。そのことは一端では間違いないだろう。しかし、その中であつて次の時代へ向かう力が動いており、それは一定の成果を挙げている。それが文帝期という時代であった。

注

(1) 日本の場合とはこれと異なる。仁藤敦史は、元々大君は、行幸・遷宮・遷都などに象徴される「動く王」という側面を持つていたとし、それが、都城制が発達する嵯峨朝顔を境に「動」から「静」への転換が行われ、天皇は内裏の奥に籠もる「動かない王」となっていく、とする（『古代国家における都城と行幸―「動く王」から「動かない王」への変質―』『歴史学研究』六二二号、一九九〇年）。

(2) 本稿では、君主が都城を出て外遊することを「出遊」という語で表す。一般には「行幸」「幸」の語があてられることが多いが、皇帝の出遊をなぜ「幸」と表現するかは、実ははつきりしない。この用例は、「史記」では孝文本紀から類出するが、初出の部分に附された「史記」「漢書」の古注は、いずれも後漢蔡邕「独断」の「車駕の至る所、民臣其の徳恩を被る」を引く。しかしこれは後付けであろう。「幸」の文字の使用には、慎重を期す必要がある。

(3) 実際に、始皇帝は第三回巡狩の折に襲撃されている。「史記」留侯世家。出遊中に没した皇帝は、秦漢時代だけでも三名を数え(始皇帝・武帝・後漢の安帝)、「白虎通」に出遊中の崩御に関する記述があるほど(「論道崩歸葬」、それは起こり得ることであった)。

(4) 長安へ帰ろうとする高祖を、滞在地の人々が引き留めようとする、彼は「吾人 衆多なり、父兄 給する能わざらん」という(「史記」高祖本紀)。皇帝一行の滞在費は地元負担であった。また皇帝を受け入れる準備が整わず、郡守が自殺する事態も起きているなど(「史記」平準書)、訪問先にとって皇帝の出遊は負担が大きかった。この他皇帝が首都を不在にすることが、政治の不安定さを招く懸念もあった。文帝の即位に不満を抱いた済北王興居が叛旗を翻したのは、文帝が太原に出遊していた隙を突いたものであった(「史記」孝文本紀)。

(5) 皇帝の出遊と文帝・文帝期を扱った論考が、近年かなり

出されている。紙幅の関係上、取り上げでの紹介は最小限に留めた。なお、本稿の二(一)は、旧稿「漢の文帝について——皇帝としての権威確立問題、及び対匈奴問題をめぐって」(埼玉大学紀要(教育学部)人文社会科学篇)第四四巻第一号)を、二(三)は、「漢代の皇帝と宗教的事業をめぐる諸問題——前漢の文帝を中心に——」と題する口頭発表(第一屆宗教文化国際学術会議、一九九六年、台湾・高雄市)を、それぞれ元になっている。いずれも加筆訂正を加えている。

(6) 西嶋定生「皇帝支配の確立」(『岩波講座世界史4』一九七四年)。

(7) 本稿での詔勅の名称は、嚴可均「全漢文」による。

(8) 甘泉が対匈奴の前線基地であったことは、「烽火 甘泉・長安に通ず」(「漢書」匈奴伝)という記載からも分かる。甘泉に関する近年の研究では、詳細な考古学的研究として姚生民「甘泉宮志」(三秦出版社、二〇〇三年)があり、漢武の甘泉宮での太一の祭りについては、目黒杏子「前漢武帝期における郊祀体制の確立」(「史林」八六巻六号、二〇〇三年)がある。

(9) 「申」に顔師古は「約束之」と注す。これによれば、「申軍令」とは軍令を定め、将卒たちの間での取り決めとすることとなる。

(10) ネガティブな評価だが、武帝期の博士狄山(「史記」酷吏列伝)や劉向(「風俗通義」正失)も、文帝期に至って外事

が盛んになったという。

- (11) 後元二年文帝は、匈奴との和親が成立し、その功績は自分に帰せられのたという趣旨の詔（「与匈奴和親詔」）：「史記」孝文本紀を下す。更にそのことを天下に敷き広めさせる詔（「与匈奴和親布告天下詔」）：「史記」匈奴列伝を下す。この和親は実際には破綻するのだが、「夷狄を鎮める王」としての文帝像は、繰り返し宣伝されたわけである。
- (12) 「復（方目反）」が、税に関わる優遇措置であることは定説だが、その内容については諸説がある。山田勝芳『秦漢財政収入の研究』（汲古書院、一九九三年）参照。
- (13) 項羽の、故郷への凱旋にこだわる挿話（「史記」項羽本紀）はいささか伝説めくが、当時の人々が抱く共通の心理であったろう（「史記会注考証」の説）。
- (14) いずれも「行幸代」と表記されるが、当時の代国の都は太原に置かれていた。文帝の出遊先は太原だったとみて間違いない。
- (15) 一族の発祥の地の顕彰は、後漢期にも見られる。後漢の皇帝たちは、前漢王朝の都であった長安と、光武帝の出身地である章陵への出遊と優遇措置の賜与を繰り返す。
- (16) 封禅書は、この措置は、文帝即位の十三年後であるといふ。しかし斉国の廢は初元十五年であり、年代があわない。封禅書の記載が大雑把なのかもしれない。
- (17) 津田左右吉「漢代政治思想の一面」『儒教の研究』二、（岩波書店、一九五二年）。

(18) 方士の説が詐術であるか否かは、結局のところ朝廷における政治勢力の力関係による。このときは文帝が進める祭祀改革推進派が政治力学上敗れ、それが詐術であるとの認定として表れたのである。

(19) 景帝期の皇帝出遊は一件しか記録がないが（「史記」孝景本紀）、それは雍への出遊である。ここでも祭祀が執り行われたと見るべきではないか。

(20) 口語訳は、町田三郎「孫子」（中央公論社、一九七三年）による。

(21) ここで初めて、皇帝の訪問が「幸」の語で表現される蓋然性が出てくる。「史記」孝文本紀は、この年の出遊について「高奴に之き、太原に幸す」と、訪問に関する語を使い分けている。司馬遷は文帝による太原訪問とそこへの恩典の賜与をきつかけとして、皇帝の出遊を「幸」という語で表現し始めたのかもしれない。この点は稿を改めて考えた

(22) この三つの皇帝像については、拙稿「秦漢時代の皇帝像——三つの皇帝像のポリフォニックな展開——」（『埼玉大学国語教育論叢』創刊号、一九九六年）参照。

(23) 大櫛敦弘「前漢武帝期の行幸——その基礎的考察——」（『日本秦漢史会報』第五号、二〇〇四年）による。

(24) この点について、佐藤達郎「前漢の文帝——その虚像と実像——」（『古代文化』五二巻八号、二〇〇〇年）は、後世の評価と文帝期の実態との乖離を指摘する。

*本稿入稿直前に、目黒杏子「前漢武帝の封禪―政治的意義と儀礼の考察―」（『東洋史研究』六九巻四号、二〇一一）を拜読する機会を得た。本稿と内容的に重なる部分もあるが、論の力点に違いがあるので、本稿はそのまま投稿することとした。

（埼玉大学）